

9 東京地方裁判所 平成20年4月11日判決

平成20年4月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(ワ)第23943号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年4月11日

判 決

東京都

原 告 X
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子

東京都

(送達場所)

被 告 平 尾 [REDACTED]
主 文

- 1 被告は、原告に対し、792万4815円及びこれに対する平成20年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、924万円及びこれに対する平成19年10月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、いわゆる未公開株式を売り付けられたことにより損害を被ったと主張して、取引を勧誘した会社の当時の代表取締役であった被告に対し、共同不法行為責任又は平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧

商法」という。) 266条の3第1項の責任に基づく損害賠償を求める事案である。

1 前提事実 (証拠等で認定した事実については、各項の末尾に証拠等を摘示した。)

(1) 原告は、昭和51年生まれの男性である。

被告は、平成17年6月20日以降、アドバントレード株式会社（以下「アドバントレード」という。）の代表取締役であった者である。

(甲1, 乙6の2)

(2) アドバントレードは、ベンチャーキャピタルへの投資等を目的とする会社であるが、平成18年8月28日に清算結了の登記がされた。なお、アドバントレードが証券取引法に基づく証券業の登録を受けたことはない。

株式会社グリッドコミュニケーションズ（平成18年9月4日に商号変更する前の旧商号は「株式会社ピーワールド」。以下「ピーワールド」という。）は、ポケットベル、携帯電話等の通信回線契約及び機器の販売等を目的とする株式会社である。ピーワールドの株式は、証券取引所への上場等がされていない、いわゆる未公開株式である。

(甲2, 弁論の全趣旨)

(3) 原告は、平成17年8月ころ、アドバントレード従業員であった今井[]（以下「今井」という。）及び和田[]（以下「和田」という。）の勧誘を受け、同月27日にピーワールドの株式3株を360万円で、同年9月10日に同株式3株を360万円で、さらに平成18年1月9日に同株式1株を120万円でそれぞれ購入した（以下、これらの取引をまとめて「本件取引」という。）。

(甲3, 4)

2 爭点

(1) 被告の損害賠償責任の有無



(2) 原告の損害額

3. 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（被告の損害賠償責任の有無）について

(原告の主張)

ア 平成17年6月ころ、被告は、桑原■（以下「桑原」という。）、月形■（以下「月形」という。）、野地■（以下「野地」という。）、大釜■（以下「大釜」という。）、濱村■（以下「濱村」という。）、林■（以下「林」という。）、今井、和田及び後藤■と共に謀して、証券取引法上明らかに違法な未公開株商法を行って一般消費者から株式購入代金名下に金員をだまし取ろうと企て、アドバントレードを組織した。そして、ピーワールドが、真実は大幅な債務超過状況にあり、株式の上場が到底見込めないにもかかわらず、あたかも数年後には必ず上場し、株式が購入価格を上回る価格になる旨の虚言を用いて、ピーワールドの株式をアドバントレードを介して一般消費者に購入させるべく営業活動を開始した。

今井及び和田は、原告に対し、「ピーワールドは平成18年の秋に必ず上場し、利益を得ることができる」旨の虚言を弄して、ピーワールドの株式の購入を勧誘した。そして、平成18年1月ころまでの間に、その旨を誤信した原告をしてピーワールドの株式7株を購入させ、株券と引換えに、その代金合計840万円を交付させた。

イ 株式取引を業として行うためには証券取引法による証券業の登録が必要であって、登録を受けていないにもかかわらず、証券取引を行う資格があるかのように装い、証券取引を行うと称して金銭の交付を受ける行為は、不法行為を構成するというべきである。殊に、未公開株については、その評価が困難であり、公開される情報も少ないことから、登録を受けた通常の証券会社であっても、原則として、取引を勧誘することが

禁じられている。未公開株商法により売り付けられる株式は客観的価格に比較して著しく高額であるのが通例であり、この点からしても暴利行為として公序良俗に違反する。

本件は、株式取引を業として行うことのできない被告らが、株式の上場可能性や適正価値を判断する能力のない原告に対し、上場可能性のないピーワールドの株式を、あたかもすぐに上場して利益を確実に得ることができるとするかのような虚言を弄してその旨誤信させ、著しい高額で売り付け、株式の購入代金名下に金銭を騙取したものであり、取引秩序を逸脱するものとして違法であることは明らかである。

ウ 被告は、違法な未公開株商法を業として行って一般消費者から金銭を騙取るためにアドバントレードを組織したことが不法行為に当たり、原告に対し損害を賠償すべき共同不法行為責任（民法719条1項）を負う。

また、被告は、アドバントレードの代表取締役として、適法かつ適正に業務を遂行すべきであるにもかかわらず、重大な過失により任務を懈怠し、業務監督義務を尽くさなかつたものとして、原告に対する損害賠償責任（旧商法266条の3第1項）を負う。

(被告の主張)

被告は、アドバントレードの清算人である野地に頼まれて名前を貸しただけであり、会社に行ったこともないし、桑原らとの面識もない。したがって、桑原らと共に謀したことはなく、不法行為責任を負うものではない。

(2) 争点2（原告の損害額）について

(原告の主張)

本件取引により、原告は、交付金員相当損害金として840万円、弁護士費用相当損害金として84万円の合計924万円の損害を被った。

よって、原告は、被告に対し、924万円及びこれに対する訴状送達日

の翌日である平成19年10月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) アドバントレードは、昭和38年4月16日に設立された会社であるが、平成17年6月20日に本店が移転されると同時に、アドバントレードの実質的な経営者であった桑原、月形及び野地の要請を受けて、被告が代表取締役に就任した。

被告は、平成17年9月から平成18年6月にかけて、アドバントレードから、平成17年8月分から平成18年2月分までの報酬として70万円及び退職金として5万円の合計75万円を受け取ったが、この間、アドバントレードの経営は月形らに委ねていた。

(乙6の2, 3)

(2) 月形は、平成17年6月ころ、アドバントレード内において、アドバントレードの事業として顧客を勧誘してピーワールドの株式の売却を行う旨を決定し、従業員に対し、その営業活動を行うよう指示した。

これを受け、今井、和田を含むアドバントレードの従業員は、多数の個人投資家に対してピーワールドの株式購入の勧誘を行った。

(甲5)

(3) 今井は、同年8月ころ、原告に対し、ピーワールドの株式の購入を勧誘する電話をかけ、さらに、和田が、原告の自宅を訪問して、ピーワールドの株式が平成18年の秋に上場されるので、これを購入すれば必ず利益を得ることができると述べ、その購入を勧説した。原告は、この話を信じ、同年1月ころまでの間に、本件取引を行い、アドバントレードに対し、代金合計

840万円を交付した。

(甲3, 4)

(4) ピーワールドは、平成9年に有限会社として設立され、平成10年に株式会社に組織変更されたものであり、モバイル向けコンテンツ提供サービス等を事業内容としている。その資本金は、平成17年4月までは4400万円であったが、同月、増資が行われ、1億6400万円となった。

もっとも、平成17年当時、ピーワールドの株式が平成18年に上場される見込みはなかった。

(甲2)

2 爭点(1)（被告の損害賠償責任の有無）について

(1) 上記認定事実によれば、平成17年当時、ピーワールドの株式が平成18年に上場される見込みはなかったにもかかわらず、月形及びアドバントレードの従業員らは、同株式が同年秋に上場されるのでこれを購入すれば必ず利益を得ることができるなどと虚偽の事実を述べて、ピーワールドの株式を購入させるという違法な営業を行うことを共謀し、これを実行していたことを認めることができる。しかしながら、被告がかかる違法な営業の共謀に関与したと認めるに足りる証拠はないから、被告に共同不法行為の成立を認めることはできない。

(2) そこで、被告に旧商法266条の3第1項の責任があるかを検討する。この点、被告は、名目的な代表取締役にすぎず、旧商法266条の3第1項の責任はない旨を主張する。

しかしながら、もともと、代表取締役は、対外的に会社を代表し、対内的に業務全般の執行を担当する職務権限を有する機関であるから、善良な管理者の注意をもって会社のため忠実にその職務を執行し、広く会社業務の全般にわたって意を用いるべき義務を負うものであることはいうまでもない。したがって、少なくとも、代表取締役が、他の代表取締役その他の

者に会社業務の一切を任せきりとし、その業務執行に何ら意を用いることなく、ついにはそれらの者の不正行為ないし任務懈怠を看過するに至るような場合には、自らもまた悪意又は重大な過失により任務を怠ったものと解するのが相当である（最高裁昭和39年(オ)第1175号同44年11月26日大法廷判決・民集23巻11号2150頁）。

これを本件についてみると、前記のとおり、被告は、自ら代表取締役への就任を承諾し、報酬も受領していたところ、月形らに経営を任せ、アドバントレードの業務執行を何ら監督せず違法な営業活動を放置していたといわざるを得ないから、重大な過失により代表取締役としての任務を怠ったと解すべきであり、被告は、旧商法266条の3第1項の規定により、原告に生じた損害を賠償すべき責任を負うというべきである。

3 争点(2) (原告の損害額)について

- (1) 原告が、本件取引に基づきアドバントレードに対して合計840万円を交付したことは前記1(3)のとおりであり、上記840万円は本件取引により原告が被った損害であると認めることができる。
- (2) 本件事案の内容、審理の経過、認容額その他本件訴訟に現れた諸般の事情を考慮すると、弁護士費用は、20万円の限度で本件取引と相当因果関係がある損害であると判断するのが相当である。
- (3) 弁論の全趣旨によれば、原告は、訴訟上の和解が成立した林、濱村、大釜、今井及び和田から平成20年3月31日までに和解金として合計86万5000円の弁済を受けていることが認められるから、同日時点の残元金は、別紙計算書のとおり、792万4815円となる。
- (4) したがって、原告は、被告に対し、792万4815円及びこれに対する平成20年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の限度で損害賠償責任を負う。

4 よって、原告の請求は792万4815円及びこれに対する平成20年4月

1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却として、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判長裁判官

鹿子木 康

裁判官

藤本 博 史

裁判官

兼田由貴

別紙計算書

	年月日	支払義務の金額	弁済額	利率	日数	遅延損害金	残元金	支払人名
1	H19.10.18	8,600,000		0.05			8,600,000	
2	H20.1.21		5,000	0.05	95	111,850	8,600,000	林 [REDACTED]
3	H20.1.29		500,000	0.05	8	9,398	8,216,248	濱村 [REDACTED]
4	H20.1.31		100,000	0.05	2	2,244	8,118,492	大釜 [REDACTED]
5	H20.2.13		5,000	0.05	13	14,418	8,118,492	林 [REDACTED]
6	H20.2.26		20,000	0.05	13	14,418	8,118,492	今井 [REDACTED]
7	H20.2.29		25,000	0.05	3	3,327	8,100,655	濱村 [REDACTED]
8	H20.2.29		30,000	0.05	0	0	8,070,655	大釜 [REDACTED]
9	H20.3.12		20,000	0.05	12	13,230	8,063,885	今井 [REDACTED]
10	H20.3.19		5,000	0.05	7	7,711	8,063,885	林 [REDACTED]
11	H20.3.31		30,000	0.05	12	13,219	8,049,815	大釜 [REDACTED]
12	H20.3.31		25,000	0.05	0	0	8,024,815	濱村 [REDACTED]
13	H20.3.31		100,000	0.05	0	0	7,924,815	和田 [REDACTED]
合 計			865,000					